

「第5次多治見市まち美化計画」

多治見市

1. 計画の基本事項

(1) 計画策定の背景と目的

「多治見市まち美化計画」は、ごみの散乱のない「きれいなまち」づくりを総合的に推進するために策定するものです。平成 16 年に施行された「多治見市をごみの散らばっていないきれいなまちにする条例」（以下「美化条例」という。）は、行政、市民、事業者等と一緒に環境美化を図り、市民の生活環境を向上させることを目的に制定されました。この条例の理念を実現するべく、平成 17 年には「第 1 次まち美化計画」を、平成 22 年度には第 2 次計画を、平成 27 年度には第 3 次計画、令和元年度には第 4 次計画を策定し、計画に基づき施策や事業、活動を実施してきました。

(2) 次期計画の目指すところ

「ごみのポイ捨て」、「犬フンの放置」等は、快適な生活環境や美観を損なっています。このような状況を不快に感じている方も、決して少なくありません。誰が「ごみのポイ捨て」をするのでしょうか。ごみを「ポイ捨て」するのは人なのです。もちろん、行政等による取り組みも重要ですが、人の自覚により「ポイ捨て」等をなくし、まちをきれいにしていくことが必要です。

現在、市民、事業者のボランティア活動、市民等の日常的な取り組みや行政の取り組みなどで「まちをきれいにする」努力が行われていますが、「ごみのポイ捨て」や「犬フンの放置」は全くなくなったわけではありません。

第 5 次計画では、「美化意識」をさらに向上することを大事にすること、「担い手づくり」を基本コンセプトにしました。

(3) 計画の目標年次

「第 5 次多治見市まち美化計画」の計画期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。なお、社会情勢に大きな変化が生じた場合等は、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。また、令和 9 年度には計画の中間評価を行い、計画を着実に進めていきます。

(4) 計画の位置付け

「第 5 次多治見市まち美化計画」は、「美化条例」第 10 条に基づき「ごみが散らばっていないきれいなまちづくり」を総合的かつ計画的に推進することを目指しています。

本計画は、市の最上位の計画である「第 8 次多治見市総合計画（令和 6 年度～令和 13 年度）」をはじめ、「第 4 次多治見市環境基本計画（令和 7 年度～令和 14 年度）」など環境に関する市の各種計画とも整合を図りつつ策定しています。

2. 第4次多治見市まち美化計画の評価

「第5次まち美化計画」を策定するにあたり、「第4次まち美化計画（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）」の3つの計画目標と計画の推進施策について、A～Dの4段階で評価を行いました。

【達成度】 A…計画以上に実施できた B…ほぼ計画どおり実施できた
C…計画をやや下回った D…計画をかなり下回った

（1）第4次計画の計画目標、推進施策ごとの評価

I 「ポイ捨て」を無くすため、人づくり、モラル向上を進めていきます。

ごみ散乱問題の解決には、市民一人一人が考え、自発的に行動することが重要です。このため、市民等のモラルを向上するための施策を実施しました。

評価

達成度	A	B	C	D	計
項目数	0	4	1	0	5

① 人財の育成 - - - 評価C

ボランティア団体への呼びかけとして、市民活動交流支援センターの会議、イベント等で美化活動に関するPRを行いました。また、まち美化推進協議会のメンバーの拡大をはじめ美化活動への参加者を増やすよう取り組みましたが、若手の新たなメンバーが加わる一方で高齢化により活動を終えるメンバーが生じる等、参加者は現状維持程度に留まりました。

② 市民へのPR、啓発 - - - 評価B

「まち美化推進協議会」の機関誌「まちピカ通信」（年4回、1200部発行）にて協議会の清掃活動、市民への啓発活動、活動されている方々の取り組みについて毎号掲載しPRを行いました。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症まん延のために事業の中止や行動制限があったため、年1回の発行となりましたが、令和3年度からは年4回発行を継続しています。

また、令和4年度には、まち美化推進協議会専用のホームページを作製し、FMたじみ等の広報を活用しました。

③ 事業活動やイベント等のモラル向上 - - - 評価B

ドライバーへのポイ捨て禁止の啓発のため、市で道路にポイ捨て禁止の啓発看板を設置しました。

まち美化推進協議会では、陶器まつり、市制記念花火大会、多治見まつり、出初式等のイベント時に美化啓発活動を継続して行いました。

事業所単位で美化活動等、自主的な活動も目につくようになりました。

④ 学習と教育でモラル向上 - - - 評価B

生涯学習（エコカレッジ）を通じて、環境学習を行いました。

環境フェア等では、美化推進協議会のブースで子どもたちのクイズを作成し、関心を持つ機会を作るとともに、パネル展示、出展団体による活動報告及び活動PRを行いました。

「まちピカ通信」の取材先の企業や団体等へは「まちピカ通信」を配布し、継続的に美化活動への認識とモラルの意識向上を行っています。

⑤ 犬フン放置ゼロ - - - 評価B

毎月実施している美化推進重点地区の美化パトロール、広報紙での周知、啓発を行ったほか、ペットマナーの啓発看板の配布をしました。

また、令和3年度から、犬の飼い主のモラル向上のため、「犬のしつけ方教室」を開催しました。好評のため今後も実施していきます。

Ⅱ 「ポイ捨て」しにくい環境、仕組みづくりを進めていきます。

まちをきれいにして、「ポイ捨て」しにくい雰囲気づくりを進めます。

評価

達成度	A	B	C	D	計
項目数	0	2	1	0	3

① ポイ捨てされにくいような空き地の管理 - - - 評価B

「美化条例」に基づいて、苦情があったところは環境課が土地所有者に適正管理を文書により依頼しています。

また、農地、空き家等については、担当部署、機関との連携を図りつつ対応しています。

市が管理する道路等で発生した雑草の一部は、堆肥化センターを中心にリサイクルを進めています。

② 景観保全や緑化等の事業との連動 - - - 評価C

「まち美化推進協議会」を通じ、連携や調整を図りましたが、新型コロナウイルスまん延に伴い多くの事業が中止され、景観保全団体、花づくり団体との活動が元には戻らないままになりました。

③ ポイ捨てされにくい環境・仕組みづくり - - 評価B

路上喫煙禁止地区・美化推進重点地区では、環境課と保健センターが連携しながら看板や路面シールを用いてポイ捨て禁止の啓発を実施しています。また、土岐川兩岸は美化パトロールとして清掃活動を行うことにより、ポイ捨てされにくい状況づくりを進めました。

Ⅲ 「まちをきれいにする」事業、活動を進めていきます。

行政、市民、事業者は、それぞれ責務を分割し、かつ、協働しながら美化事業や美化活動を推進していきます。

評価

達成度	A	B	C	D	計
項目数	0	6	1	0	7

① 美化事業の確実な実施 - - - 評価B

市民によるボランティアの清掃活動が定着化してきました。

公共施設周辺の美化清掃を市職員のボランティア活動にて継続実施しています。特に市庁舎、駅北庁舎は月に1回定期的に清掃を実施しました。また、令和6年度からは市内のJR5駅で駅周辺清掃を開始しました。

また、ボランティア袋を作製、配付していますが、ボランティア袋を使用してボランティア清掃を行う市民が増えています。

② 市民、事業者による美化活動の実施 - - - 評価C

「まちピカ通信」で取材を行った事業所、美化活動団体をはじめ、各学校でも生徒が通学途中にごみを拾う等、通学路等の清掃が増えています。

事業所内でも、駅や事業所周辺を清掃する活動が増えました。

しかし、まだ理想とする姿には達していないためC評価をしました。

③ 美化活動団体による美化活動の実施 - - - 評価B

市民美化活動の支援のため、掃除道具の貸出を継続し、貸出制度のPRも併せて行いました。

美化活動時は、広く参加者を募り、個人や事業所等と一緒に活動を行いました。

また、ロードサポーターや公園愛護会などのボランティア団体と協働して、公共施設の維持管理を行いました。

④ 地域パトロールの実施 - - - 評価B

市による不法投棄パトロール（委託事業）を継続実施し、不法投棄されたものを調査し、行為者が特定できないものは回収することで、不法投棄を増加しないよう取り組みました。

地域パトロールは、住民等からの情報提供に基づいて、土地所有者、管理者等の関係機関と連携し、適正に処理をしました。

⑤ 市内一斉清掃の実施 - - - 評価B

市内一斉清掃は、自治会の協力を得て毎年6月に環境課主催で実施し、多くの参加者による地域の美化がなされています。また、各地域の実情に合わせた町内一斉清掃等（概ね秋期）も実施され、住んでいる地域を住民主体できれいにする活動の基礎となっています。

⑥ 美化推進重点地区の指定 - - - 評価B

美化推進重点地区については、平成 27 年度までに J R 多治見駅周辺、土岐川（記念橋～国長橋）兩岸を指定、市役所本庁舎、オリベストリート周辺を指定しました。令和 4 年度に駅南市街地再開発事業に伴い駅南駅前広場を拡大しました。

陶器まつりや花火大会などの行事には美化啓発活動を行っています。また、「美化パトロール」として毎月土岐川兩岸の清掃をしており、美化啓発の効果もありごみ等の回収量は減少傾向にあります。

⑦ その他まち美化施策の推進 - - - 評価B

まち美化推進協議会では、まちピカ通信で美化活動団体を紹介しました。また、年に 1 回、美化地区外でも美化パトロールを行い、美化啓発活動を進めました。

美化推進運動やイベントでは、「川と海のクリーン大作戦」で土岐川清掃を行ったほか、花火大会後の清掃は多くの市民や団体が参加しています。花火大会については、分別ごみ箱の設置によりポイ捨てごみの量が減少しました。

（２）第 4 次計画の総括

全体集計結果

達成度	A	B	C	D	計
項目数	0	12	3	0	15

第 4 次まち美化計画では、「ポイ捨てのない、よりきれいな多治見を目指して」をコンセプトに、ポイ捨てをなくすための人づくり、環境づくりを進めました。しかし、人財の育成に関しては、まち美化推進協議会のメンバーの拡大をはじめとする美化活動への参加者の増加が不十分という結果になるなど、大きな課題になっています。一方、ポイ捨てをなくすための環境づくりの一環である美化推進重点地区に関しては、多治見駅南地区市街地再開発エリアの指定を行いました。

次期計画においても、よりきれいな多治見市を目指し、人づくり、環境づくりに取り組んでいく必要があります。

3. 第5次多治見市まち美化計画の方向性

(1) 基本コンセプト

「ポイ捨てのない、さらにきれいな多治見を目指して」

(2) 計画目標

- I 「ポイ捨て」をなくすため、人づくり、モラル向上を進めていきます。
- II 「ポイ捨て」されない環境、仕組みづくりを進めていきます。
- III 「まちをきれいにする」事業、活動を進めていきます。

(3) 推進施策

美化施策や美化活動等の目標・方向性を以下のように3つに分けて示します。

□：施策等の実施の方向性

○：取り組んでいきたい施策等

《検討事項》：今後、検討が必要な事項等

I 「ポイ捨て」をなくすため、人づくり、モラル向上を進めていきます。

ごみ散乱問題の解決には、市民一人ひとりが考え、自発的に行動することが重要です。
このため、市民のモラルを向上するための施策を計画・実施します。

①人財の育成

□きれいな多治見のまちづくりを率先していく市民を増やしていきます。

○ 活動リーダーの発掘・育成

《検討事項》まち美化推進協議会員の増員

○ 市民の美化活動の参加機会の情報発信

○ 地域住民全員で美化推進

②市民・事業者へのPR、啓発

□より多くの市民に「ポイ捨て防止」を働きかけていきます。

○ 犬フン放置ゼロに向け、愛犬家、ペット関係者等に啓発

○ 飼い主等への啓発でしつけ方教室等を開催

○ 広報、ケーブルテレビ、FMラジオ、インターネット等を利用した啓発

○ 効果的な啓発方法の検討（SNS等の活用、電子回覧板等）

《検討事項》より効果的な看板のあり方の検討（現行看板の検証）

③事業活動やイベント等のモラル向上

☐ 多様な事業活動や機会を通して、呼びかけを行っていきます。

- ドライバーへの啓発（自動車学校、運転免許講習センター等での啓発）
美化推進重点地区内での啓発
《検討事項》啓発のあり方の検討（対象、内容）
- 美化条例に示されている事業者やイベント開催時の分別・資源化実施の啓発

④学習と教育でモラル向上

☐ モラル向上のため、体験を軸として子ども等への教育に取り組んでいきます。

- 生涯学習（エコカレッジ）
- 学校教育（保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校）や企業や事業所の社員教育での美化計画の紹介（おとどけセミナー）
- イベント等を通じた環境学習の機会提供（環境フェア）

Ⅱ「ポイ捨て」されない環境、仕組みづくりを進めていきます。

まちをきれいにし、「ポイ捨て」されない雰囲気づくりを進めます。

①ポイ捨てされない空き地の管理

☐ 市と市民等の連携のもと、雑草問題を解決していきます。

- 土地の所有者等への指導・勧告
- 道路管理者等との連携
- 雑草の回収・リサイクルシステム（資源化）の研究・実施

②景観保全や緑化等の事業との連動

☐ 「まち美化推進協議会」を通じて、市・県・国の速やかな連携・調整を図っていきます。

- 花づくり等の環境整備の推進
花植えや緑化の推進
- 景観保全団体、花づくり団体等との連携
- 景観、緑化、風景づくり施策・事業の計画・実施における「まち美化」施策の取り組み紹介、報告

③ポイ捨てされない環境・仕組みづくり

☐ 「多治見市望まないタバコの被害から市民を守る条例」の活動と合わせ、連携していきます。

- 保健センターの路上禁煙地区啓発活動との連携
- 効果的な啓発看板の設置

Ⅲ「まちをきれいにする」事業、活動を進めていきます。

行政、市民、事業者は、それぞれ責務を分割し、かつ、協働しながら美化事業や美化活動を推進していきます。

①美化事業の確実な実施

☐ 公共空間・屋外施設等の美化・清掃事業等を確実に実施していきます。

- ☐ 市による事業実施と市民等による事業活動との分担調整
- ☐ 庁舎等周辺清掃実施(月 1 回)

☐ 「市民美化活動」の支援を進めていきます。

- ☐ ボランティア袋の周知、配布
- ☐ 情報提供

②市民、事業者、美化活動団体による美化活動の実施

☐ 自分の家や学校・事業所等の周辺は、自らで「美化」する習慣を促します。

- ☐ 市民の周辺環境美化の啓発
- ☐ 通勤・通学路の清掃

☐ 美化活動団体による「市民美化活動」の推進と拡大を図ります。

- ☐ 清掃用具等の貸し出し制度の P R
- ☐ P R や啓発による活動グループの拡大
- ☐ 事業の紹介、参加、協力
- ☐ まち美化推進協議会とのコラボレーション

③地域パトロールの実施

☐ 行政による不法投棄パトロール（委託事業）を継続実施していきます。

- ☐ 市民等による地域パトロール

④市内一斉清掃の実施

☐ 「市民の意識高揚」「きれいなまちづくり」への市民参加事業も兼ね、市内一斉清掃を実施します。

- ☐ 市内一斉清掃の実施
- ☐ 地域清掃の紹介

⑤美化推進重点地区の指定

☐ 「特にきれいにしたい」地域を中心に定期的に美化活動を推進していきます。

- ☐ 美化推進重点地区の指定

- 指定地区：J R 多治見駅周辺（別添 1 地図参照）
- 指定開始日：平成 19 年 10 月 1 日
- 変更日：平成 27 年 1 月 5 日
市役所駅北庁舎供用開始にあわせ指定地域拡大

- 指定地区：土岐川兩岸（記念橋～国長橋）（別添 1 地図参照）
- 指定開始日：平成 22 年 10 月 1 日

- 指定地区：市役所本庁舎・オリベストリート周辺（別添 1 地図参照）
- 指定開始日：平成 25 年 10 月 1 日

- 指定地区：多治見駅南（再開発部分）（別添 1 地図参照）
- 指定開始日：令和 4 年 11 月 1 日
駅南市街地再開発事業に伴う駅南駅前広場の拡大

□新たな指定地区検討

- 田代町、前畑町、栄町 1 丁目等

□ 美化推進重点地区の清掃

- 美化パトロールの実施
- 該当地区住民への周知
- 路面標示、該当地区看板の設置・更新

⑥その他まち美化施策の推進

□ 美化活動等の活動継続の促進

- まちピカ通信での活動紹介
- 美化推進運動やイベントの実施
「川と海のクリーン大作戦」「花火大会後の清掃」等

□ 「ポイ捨て」等実態調査や対策等の研究

- 美化地区内外での活動による「ポイ捨て」ごみの量の把握

□ 来訪者もきれいと感じるまちづくり

- 美化推進重点地区の清掃

（４）計画の推進方法

計画を推進していくため、実施・チェックの仕組みを作り、美化関係の活動団体と連携して、計画を実行していきます。

I. 計画を推進していくための体制

計画を推進していくため、「まち美化推進協議会」を中心とした美化関係の活動団体等との連携を進め、関係団体と協働して計画を推進します。

II. 「まち美化推進協議会」の役割

- ① 協議会を通して、市・関係機関等との速やかな連携・調整を図り、市民・美化関係の活動団体へ情報発信していきます。
- ② 情報にアクセスしやすいよう専用ホームページで情報発信します。
- ③ 美化事業等関連事業を実施します。

- ④ 雑草やゴミ散乱防止等のシステムづくりの検討、事業を行っていきます。
- ⑤ 美化活動に関する情報の市民への紹介、情報収集を行います。
- ⑥ 美化計画を推進していきます。

III. 計画を推進していくための実施－チェックの仕組み

美化計画を推進、実施していくため、実施計画を策定するとともに、計画の評価を行っていきます。

- ① 美化計画（５ヶ年計画）の評価を行い、必要に応じ、追加修正・見直し等を行います。
- ② 次期の美化計画の策定を行います。
- ③ 美化推進重点地区に対しては、定期的に美化活動の記録を残します。

IV. 計画を推進していくための財源確保

美化計画を推進、実施していくため、現行の美化・清掃事業や新規の事業・活動費の予算化していきます。

- ① 市民美化活動の支援費用
- ② 「まち美化推進協議会」の活動費用

